主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人Bの弁護人戸塚浜造の上告趣意(後記)について。

量刑不当の主張であつて、刑訴四○五条の上告理由にあたらない。

被告人 C の弁護人竹沢哲夫の上告趣意 (後記)について。

第一点

所論は憲法三一条違反をいうけれども、その実質は単なる刑訴法違反の主張に帰し、適法な上告理由にあたらない。のみならず、所論第一審判決摘示の「同年〔昭和二六年〕十二月二十七日頃」とあるのは、「同年十月二十七日頃」の誤記であることが明白であるから(一二月であれば、同被告人起訴後になる)、同判決第十八(四)の事実は、起訴状第四の事実に対応するものであり、所論は前提を欠くものである。

第二点

事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

第三点

単なる法令違反の主張であつて「適法な上告理由にあたらない。なお、刑訴三九二条二項が同条項所定の事由に関し、控訴審に職権調査の義務を課したものでないことは、当裁判所のくりかえし判例とするところである。(昭和二五年(あ)第二一二一号同二六年三月二七日第三小法廷決定、集五巻四号六九五頁参照)

第四点

量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

第五点

所論は憲法三一条違反をいうけれども、その実質は単なる刑訴法違反の主張に帰し、適法な上告理由にあたらない。(なお、所論のような証拠調前の被告人に対する質問 所論の摘録したところが、質問の全部である が、違法といえないことに関しては、昭和二五年(あ)三五号同年一二月二〇日大法廷判決、集四巻一三号二八七〇頁参照)

被告人 A の弁護人小川関治郎の上告趣意(後記)について。

単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。(なお、所論の点については、昭和二六年最高裁判所規則一五号による改正後の刑訴規則四四条、四六条一項参照。)

なお、同弁護人は、上告趣意書提出期限後(約五ケ月遅れて)、さらに趣意書を 提出しているが、これに対しては判断しない。

また記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。 よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二九年三月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	/]\	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎